

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項及び別表第2の4の項中「四街道市障害者日常生活用具給付等規則」を「四街道市障害者日常生活用具給付規則」に、「の給付等」を「の給付」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。